

議案第18号

朝来市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。  
令和2年2月27日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の施行による指定給水装置工事事業者指定の更新制の導入に伴い、水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の指定及び同法第25条の3の2第1項の指定の更新をする際に申請者から手数料を徴収するため、所要の条例整備をしようとするものです。

## 朝来市条例第 号

### 朝来市水道事業給水条例の一部を改正する条例

朝来市水道事業給水条例（平成17年朝来市条例第219号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び負担金」を「、負担金及び手数料」に改める。

第2条中「朝来市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例」を「朝来市公営企業の設置等に関する条例」に改める。

第5条第2項中「必要」を「必要がある」に改める。

第6条中「特に必要があると認めた」を「必要があると認める」に改める。

第9条第2項ただし書中「特別の理由」を「必要」に改める。

第12条中「必要と認めた」を「必要があると認める」に改める。

第13条第1項第3号中「必要と認めた」を「必要があると認める」に改め、同条第2項中「認めた」を「認める」に改める。

第17条第2項ただし書中「必要と認めた」を「必要があると認める」に改める。

第4章の章名中「及び負担金」を「、負担金及び手数料」に改める。

第25条第3項ただし書中「特に認めた」を「必要があると認める」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第25条の2 管理者は、次の各号に掲げる者の区別に応じ、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。

(1) 法第16条の2第1項の指定を受ける者 申請1件につき10,000円

(2) 法第25条の3の2第1項の指定の更新を受ける者 申請1件につき10,000円

2 前項の規定による手数料の徴収は、同項に掲げる指定又は更新に係る申請の際に行う。

3 既納の手数料は、返還しない。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

第26条の見出し中「負担金等」を「負担金及び手数料」に改め、同条中「その他特別の理由があると認めた」を「必要があると認める」に、「負担金等」を「負担金及び手数料」に改める。

第27条中「認めた」を「認める」に改め、「措置を」の次に「講ずることを」を加える。

第30条中「認めた」を「認める」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 議案第18号資料

## 朝来市水道事業給水条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>目次</p> <p>第4章 <u>料金及び負担金</u>（第19条—第26条） （給水区域）</p> <p>第2条 水道事業の給水区域は、<u>朝来市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例</u>（平成17年朝来市条例第217号）に定めるとおりとする。 （給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の申込みがあった場合において、管理者が<u>必要</u>と認めるときは、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>3、4（略） （新設等の費用負担）</p> <p>第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が<u>特に必要がある</u>と認めるときは、市においてその費用を負担することができる。 （給水装置の変更等の工事）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 前項の規定による工事費は、その必要を生じさせた者の負担とする。ただし、管理者が<u>特別の理由</u>があると認めるときは、この限りでない。 （給水装置の所有者の代理人）</p> <p>第12条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者が<u>必要</u>と認めるときは、給水装置の所有者に対し、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選定して、管理者に届け出なければならない。 （代表者の選定）</p> <p>第13条 水道の使用等に関する事項を処理させるため、次の各号のいずれかに該当する者は、連署の上、代表者を選定し、市長に届け出なければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第4章 <u>料金、負担金及び手数料</u>（第19条—第26条） （給水区域）</p> <p>第2条 水道事業の給水区域は、<u>朝来市公営企業の設置等に関する条例</u>（平成17年朝来市条例第217号）に定めるとおりとする。 （給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の申込みがあった場合において、管理者が<u>必要がある</u>と認めるときは、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>3、4（略） （新設等の費用負担）</p> <p>第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が<u>必要がある</u>と認めるときは、市においてその費用を負担することができる。 （給水装置の変更等の工事）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 前項の規定による工事費は、その必要を生じさせた者の負担とする。ただし、管理者が<u>必要</u>があると認めるときは、この限りでない。 （給水装置の所有者の代理人）</p> <p>第12条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者が<u>必要がある</u>と認めるときは、給水装置の所有者に対し、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選定して、管理者に届け出なければならない。 （代表者の選定）</p> <p>第13条 水道の使用等に関する事項を処理させるため、次の各号のいずれかに該当する者は、連署の上、代表者を選定し、市長に届け出なければならない。</p>

<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) その他管理者が<u>必要と認めた者</u></p> <p>2 管理者は、前項の代表者を不相当と<u>認めた</u>ときは、変更させることができる。</p> <p>(水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が<u>必要と認めた</u>ときは、これを徴収しないことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4章 <u>料金及び負担金</u> (負担金)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 既納の負担金は、還付しない。ただし、管理者が<u>特に認めた</u>ときは、この限りでない。</p> <p>(料金、負担金等の減免)</p> <p>第26条 管理者は、公益上<u>その他特別の理由があると認めた</u>ときは、料金、<u>負担金等</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(給水装置の検査等)</p> <p>第27条 管理者は、水道の管理上必要があると<u>認めた</u>ときは、給水装置を検査</p>	<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) その他管理者が<u>必要があると認める者</u></p> <p>2 管理者は、前項の代表者を不相当と<u>認める</u>ときは、変更させることができる。</p> <p>(水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が<u>必要があると認める</u>ときは、これを徴収しないことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4章 <u>料金、負担金及び手数料</u> (負担金)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 既納の負担金は、還付しない。ただし、管理者が<u>必要があると認める</u>ときは、この限りでない。</p> <p>(手数料)</p> <p><u>第25条の2</u> 管理者は、次の各号に掲げる者の区別に応じ、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。</p> <p>(1) <u>法第16条の2第1項の指定を受ける者</u> 申請1件につき10,000円</p> <p>(2) <u>法第25条の3の2第1項の指定の更新を受ける者</u> 申請1件につき10,000円</p> <p>2 前項の規定による手数料の徴収は、<u>同項に掲げる指定又は更新に係る申請の際に行う。</u></p> <p>3 <u>既納の手数料は、返還しない。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(料金、負担金及び手数料の減免)</p> <p>第26条 管理者は、公益上<u>必要があると認める</u>ときは、料金、<u>負担金及び手数料</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(給水装置の検査等)</p> <p>第27条 管理者は、水道の管理上必要があると<u>認める</u>ときは、給水装置を検査</p>
---	---

<p>し、水道使用者等に対し<u>適当な措置</u>を指示することができる。</p> <p>(給水装置の切離し)</p> <p>第30条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると<u>認め</u>たときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。</p> <p>(2) 給水装置が、廃止の状態にあつて将来使用の見込みがないと<u>認め</u>たとき。</p>	<p>し、水道使用者等に対し<u>適当な措置を講ずることを指示</u>することができる。</p> <p>(給水装置の切離し)</p> <p>第30条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると<u>認め</u>るときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。</p> <p>(2) 給水装置が、廃止の状態にあつて将来使用の見込みがないと<u>認め</u>るとき。</p>
---	---